

Mito

[広報みと]

2019 平成31年 1.15 No.1446 【お知らせ号】



市民税・県民税の申告を忘れずに

問合せ／市民税課 (☎232-9138)

平成31年度市民税・県民税の申告書は、前年度の申告内容をもとに1月下旬から2月上旬に送付します。申告が必要な方で、申告書が届いていない場合は、会場で申出てください。申告に関する詳細は、2・3ページをご覧ください。

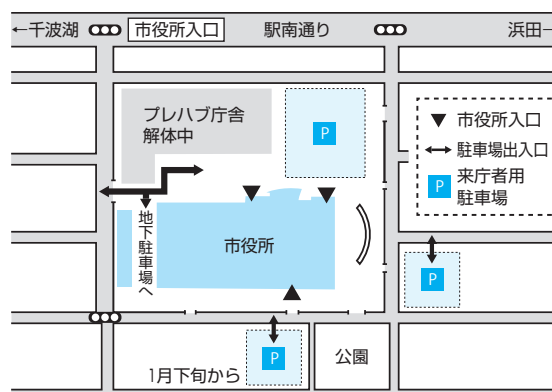
※土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)は受け付けます。

時間／午前8時30分～午後4時30分

場所／市 所2階大会 室

※市民センターなどでの出張申告受付も行います。

※期間前の申告の受付は行いません。また申告期間中、市民税課では申告の受付を行いません。



※庁舎内には午前8時から入れます。

申告に必要なもの

- ①平成31年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書
- ②印鑑、筆記用具、電卓など
- ③申告者のマイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの(2ページ参照)
- ④平成30年分の給与や年金収入が分かるもの(源泉徴収票)
- ⑤収入や支出が分かる書類(事業・不動産所得の収支内訳書・帳簿・領収書など、配当所得・雑所得・一時所得などの受取り金額や経費が分かるもの)
- ⑥医療費控除、生命保険料控除などの所得控除等を受ける場合は、医療費控除の明細書や各種控除の証明書など
- ⑦日本国外に居住する親族を扶養親族とする場合は、親族関係書類と送金関係書類(外国語の場合、日本語の翻訳文も必要)

出張申告日 表

受付時間／午前9時～午後4時

※混雑状況などにより、受付時間は変更となる場合があります。

受付会場	期日	指定地区
緑岡市民センター	2/ 7(木)	地区指定はありません
酒門市民センター	2/ 8(金)	
内原中央公民館	2/13(水)	赤尾関町、内原町、内原1・2丁目、下野町、高田町、筑地町、三湯町
	2/14(木)	有賀町、牛伏町、大足町、小原町、黒磯町、小林町、杉崎町、田島町、中原町、三野輪町
	2/15(金)	鯉淵町、五平町
石川市民センター	2/21(木)	地区指定はありません
	2/22(金)	
渡里市民センター	2/26(火)	
	2/27(水)	
桜川市民センター	2/28(木)	
下大野市民センター	3/ 3(日)	
常磐市民センター	3/ 5(火)	
国田市民センター	3/ 6(水)	
飯富市民センター	3/ 7(木)	
山根市民センター	3/ 8(金)	

目次

- P. 2 市民税・県民税の申告 P.13 いぎいき健康 あんしん長寿／
P. 4 情報ガイド 植物公園カレンダー
P.12 プロスポーツナビ／ P.14 イベントカレンダー
「ちょっと先の未来」を考えよう P.16 健康情報版

2019年は
水戸市市制 行
130周年



水戸市市制施行130周年
記念事業ロゴマーク

市民税・県民税の申告

問合せ／市民税課(☎232-9138)

昨年からの主な改正点

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、控除額が改正されました。この改正は、平成31年度以後の住民税から適用されます。

※詳細は、「広報みと」平成30年11月15日号または市ホームページをご覧ください。

インターネットで市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

市民税・県民税の試算と申告書の作成を、市ホームページから行うことができます。作成した申告書は、印刷して窓口または郵送で提出することができます。

※電子申告には対応していません。

※平成31年度版の利用開始は、1月下旬を予定しています。

ご注意ください

市民税・県民税の申告書を提出しても、所得税の還付申告にはなりません

市民税・県民税申告書は郵送でも受け付けます

申告会場は、大変混雑します。次に該当する方は、市民税・県民税申告書を郵送で提出することができます。

- ①勤務先から水戸市へ給与支払報告書が提出されていない給与所得者の方で、年末調整の済んでいる平成30年分給与所得の源泉徴収票をお持ちの方
- ②所得のなかった方や、別世帯に住む親族に扶養されている方
- ③遺族年金、障害年金など非課税所得のみの方
- ④市内に事務所・事業所または本人や家族が居住できる家を有する方で、水戸市に住民登録がない方
- ⑤ご自身で申告書を作成した方

※①の方は平成30年分給与所得の源泉徴収票を必ず同封してください。

※⑤の方で所得控除(医療費控除、生命保険料控除など)を受けようとする場合は、必ず医療費控除の明細書や各種控除の証明書などを同封してください。

申告方法／3月15日(金)(必着)までに、申告書に、住所・氏名などを記入し、押印のうえ、水戸市市民税課(〒310-8610)へ

※マイナンバーを確認できる番号確認書類と身元確認書類の写しを同封してください。

※申告書の写しの返送を希望する方は、返信用封筒(宛先を記入し、82円切手を貼ったもの)を同封してください。

水戸税務署からのお知らせ

所得税の確定申告

問合せ／水戸税務署(北見町1、☎231-4211)
※自動音声案内。

期間／2月18日(月)～3月15日(金)

※土・日曜日を除く(2月24日、3月3日の日曜日は開設)。

時間／午前9時～午後4時 場所／中央ビル4階(京町2)

▼医療費控除は領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から、医療費控除における領収書の提出が不要となりました。領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。税務署から記入内容の確認を求める場合があるため、領収書は5年間保存する必要があります。

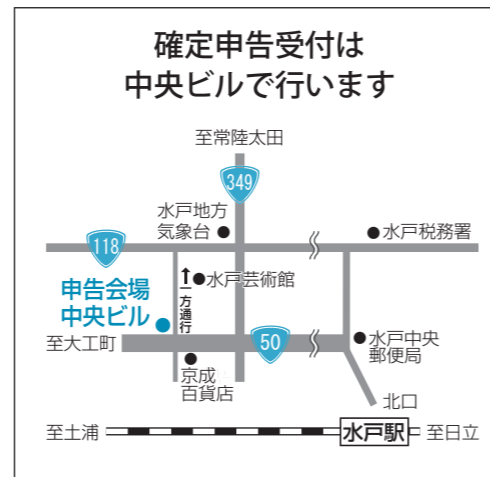
※平成31年分の確定申告までは、従来どおり、領収書の添付または提示によることもできます。

▼公的年金等を受給している方へ ～確定申告不要制度～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方には、この制度は適用されません。



ご協力ください

- ・原則として、会場ではご自身でパソコンを操作し、申告書を作成します
- ・会場には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください
- ・確定申告会場の開設期間中、水戸税務署庁舎では、確定申告の相談は行っていません

申告が必要な方

平成31年1月1日現在、市内に居住する方は、原則、平成30年中の収入について、3月15日(金)までに、市民税・県民税の申告が必要です。例えば、次のような方が対象となります。

- ①事業(営業等・農業)を営んでいる方
- ②不動産所得のある方
- ③利子所得、配当所得(道府県民税配当割が前年中に課税されていないもの)のある方
- ④原稿料、講演料、互助年金、個人年金などの雑所得のある方
- ⑤懸賞当選の金品、生命保険や損害保険契約の一時金・満期返戻金などの一時所得のある方
- ⑥給与収入などのほかに所得があり、その金額が20万円以下の方

申告が不要な方

「申告が必要な方」に該当する方でも、次のような方は市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- ①平成30年分の所得税の確定申告書を提出する方
- ②給与収入のみで、勤務先から水戸市へ平成30年分の給与支払報告書(複数ある場合はそのすべて)が提出されている方(提出の有無は勤務先に確認してください)
- ③公的年金等の収入のみの方(外国からの年金を受給している方を除く)
- ④収入のない方または非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみの方で、平成31年1月1日現在、水戸市に住民登録している方に扶養されている方

※①に該当する場合でも、3月15日(金)までに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出することで、上場株式等の特定配当等または特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方式を選択できます。納税通知書または特別徴収税額通知書が送達されるまでに申告(確定申告を含む)しなかった上場株式等の特定配当等

- ⑦公的年金等の収入が400万円以下で、その他に所得があり、その金額が20万円以下の方
- ⑧公営住宅に入居している方
- ⑨上場株式等の特定配当等または特定株式等譲渡所得金額のある方で、所得税と異なる課税方式(申告不要制度適用、総合課税、申告分離課税)を選択する方
- ⑩土地・建物などの資産を譲渡した方(公共事業などによる譲渡所得が特別控除額以下の方を含みます)
- ⑪市内に事務所・事業所または本人や家族が居住できる家を有する方で、水戸市に住民登録がない方
- ⑫市民税・県民税の所得控除(医療費控除や扶養控除、生命保険料控除など)を受けようとする方

または特定株式等譲渡所得金額と、配当割額・株式等譲渡所得割額は、市民税・県民税の算定(税額控除・還付含む)に適用されません。

※②または③に該当する場合でも、報告書に記載のない所得控除等(医療費控除や扶養控除、生命保険料控除など)を受けられる場合や、所得控除の内容を修正する場合には、申告が必要です。

※④に該当する場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅などの保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方、または所得証明書が必要な方は申告が必要です。また、税制改正により、納税義務者の合計所得が1,000万円を超えている場合、従来の控除対象配偶者が同一生計配偶者となり、勤務先から提出される給与支払報告書には被扶養者であることが記載されないため、納税義務者または配偶者本人の申告が必要となります。詳細は、お問合せください。

税の申告にはマイナンバーの記載と本人確認が必要です

マイナンバー制度の導入により、市民税・県民税、所得税などの申告書に、申告者・扶養親族の方などのマイナンバーの記載が義務づけられました。また、なりすましなどの不正防止のため、申告者の本人確認を行います。

本人確認は、番号確認(正しいマイナンバーであることの確認)と身元確認(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)の2種類で行います。

	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードをお持ちでない方(いずれかの組合せで確認)
番号確認		通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなどから1点
身元確認	マイナンバーカード	顔写真入りの身分証明書(運転免許証など)1点 または顔写真なしの身分証明書(年金手帳など)2点

※代理人の方が申告する場合は、申告する方の番号確認書類、代理人の身元確認書類、代理権の確認書類(委任状の原本、市が送付した氏名と住所があらかじめ印字された申告書など)が必要です。